

市第91号議案

横浜市道路附属物自動車駐車場条例の一部改正

横浜市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月6日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例

横浜市道路附属物自動車駐車場条例（平成8年12月横浜市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条の2第1項」の次に「及び第24条の3」を加える。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（駐車場の利用に関する標識）

第6条 道路法第24条の3の標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- (1) 料金の額
- (2) 駐車することができる時間
- (3) 料金の徴収方法
- (4) 割増金の徴収に関する注意事項
- (5) その他駐車場の利用に関し必要と認められる事項

2 前項の標識は、駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

### 提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴い、駐車料金を徴収する道路の附属物である自動車駐車場に設置する標識について定めるため、横浜市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市道路附属物自動車駐車場条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現行）

（趣旨）

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の2第1項及び第24条の3の規定に基づき、駐車料金（以下「料金」という。）を徴収する道路の附属物である自動車駐車場（以下「駐車場」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（駐車場の利用に関する標識）

第6条 道路法第24条の3の標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- (1) 料金の額
- (2) 駐車することができる時間
- (3) 料金の徴収方法
- (4) 割増金の徴収に関する注意事項
- (5) その他駐車場の利用に関し必要と認められる事項

2 前項の標識は、駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

（委任）

第7条 （本文省略）  
第6条

道路法（抜粋）

（自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等の表示）

第24条の3 道路管理者は、前条第1項の規定により駐車料金を徴収する自動車駐車場又は自転車駐車場について、条例（国道にあ

っては、国土交通省令)で定めるところにより、駐車料金、駐車  
することができる時間その他自動車駐車場又は自転車駐車場の利  
用に関し必要な事項を表示するため、標識を設けなければなら  
ない。